今金町における人事行政の運営等の状況

（1）職員の任免及び職員数に関すること

ア　任免の状況（令和７年４月１日～令和８年３月３１日、単位：人、（　）は再任用の人数）

職種別新規採用の状況	
一般行政職	2
看護師	2
介護福祉士	1

新規採用者の配属状況	
町長事務部局	2
国保病院	2
介護老人保健施設	1

職種別退職の状況	
一般行政職	3
技師	1
准看護師	1（1）

退職時の配属状況	
町長事務部局	4
介護老人保健施設	1

事由別退職の状況	
定年退職	0
勧奨退職	0
普通退職	4
再任用退職	1

イ　定員管理の状況－１　（各年度４月１日現在　条例定数からみた部門別職員数）

区　分	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度 (A)	条例定数 (B)	比　較 (A)-(B)
町長事務部局	７５人	７５人	７４人	７１人	７９人	△８人
議会事務部局	２人	２人	２人	２人	３人	△１人
選挙管理委員会事務部局	２人	２人	２人	２人	２人	―
農業委員会事務部局	２人	２人	２人	２人	４人	△２人
教育委員会事務部局	１６人	１５人	１６人	１６人	１０人	６人
学校その他の教育機関	１人	１人	１人	１人	１３人	△１２人
国保病院	４６人	４６人	４５人	４４人	４６人	△２人
介護老人保健施設	２７人	２９人	３０人	３１人	３７人	△６人
合　計	１７１人	１７２人	１７２人	１６９人	１９４人	△２５人

＊　町長、副町長、教育長、定数外職員は含んでいません。

ウ　定員管理の状況－２　（各年度４月１日現在　定員適正化計画からみた部門別職員数）

区　分	部　門	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	前年比較
一般行政部門	議　会	２人	２人	２人	２人	－
	総務企画	２７人	２９人	２７人	２６人	△１人
	税　務	３人	３人	３人	４人	１ひ
	民　生	５人	３人	３人	２人	△１人
	衛　生	５人	５人	６人	６人	－
	農林水産	１６人	１５人	１５人	１５人	－
	商　工	２人	２人	２人	２人	－
	土　木	６人	７人	５人	５人	－
	小　計	６６人	６６人	６３人	６２人	△１人
特別行政部門	教　育	１７人	１６人	１７人	１７人	－
公営企業会計	上水道	３人	３人	３人	２人	△１人
	下水道	１人	１人	１人	１人	－
	国　保	３人	３人	３人	３人	－
	介護保険	８人	８人	１０人	９人	△１人
	病　院	４６人	４６人	４５人	４４人	△１人
	老健施設	２７人	２９人	３０人	３１人	１人
	小　計	８８人	９０人	９２人	９０人	△２人
合　計		１７１人	１７２人	１７２人	１６９人	△３人

＊　町長、副町長、定数外職員は含んでいません。教育長は平成２７年度から含んでいません。

エ　一般行政職の級別職員数の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合　計
標準的職務	主事 主事補	主　事	係長 主査	主幹 係長	課長補佐	課　長	
職員数	７人	１０人	２１人	１６人	９人	１４人	７７人
構成比	9.1%	13.0%	27.3%	20.8%	11.7%	18.2%	100.0%

＊　町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的職務とは、それぞれの級における代表的な職名です。

（２）　職員の人事評価の状況

平成２８年度から人事評価制度を導入しており、職員の能力評価及び業績評価を実施し、評価結果を今後の昇給や勤勉手当に活用できるように、制度の確立を図る。

（３）　職員の給与の状況

ア　人件費（令和６年度一般会計決算）

住民基本台帳人口 （令和７年１月１日）	町予算の 歳出総額(A)	人件費(B)	人件費率 (B)／(A)	前年度の 人件費率
４，４５７人	６３億3，７４１万9千円	８億１，７６６万６千円	１２．９％	１１．６％

＊　人件費には、職員給料や手当だけではなく、賃金・議員報酬・委員報酬等が含まれています。

イ　職員給与費の会計別状況（各年度当初予算）　（単位：人・千円）

会　計　区　分		職員数(A)	給　　料	職員手当	期末勤勉手当	計　(B)	参考(B)／(A)
一般会計	Ｒ８年	79	307,755	204,324	124,402	636,481	8,057
	Ｒ７年	77	293,084	191,382	118,393	602,859	7,829
	比　　較	2	14,671	12,942	6,009	33,622	228
国保事業	Ｒ８年	3	11,257	6,993	4,597	22,847	7,616
	Ｒ７年	3	10,583	5,921	4,265	20,769	6,923
	比　　較	0	674	1,072	332	2,078	693
介護保険事業	Ｒ８年	10	40,170	28,031	16,804	85,005	8,501
	Ｒ７年	10	38,336	25,170	15,871	79,377	7,938
	比　　較	0	1,834	2,861	933	5,628	563
老健施設	Ｒ８年	30	125,964	83,358	51,800	261,122	8,704
	Ｒ７年	30	121,713	79,388	48,483	249,584	8,319
	比　　較	0	4,251	3,970	3,317	11,538	385
病院施設	Ｒ８年	45	20,922	137,698	87,445	246,065	5,468
	Ｒ７年	46	208,153	137,619	87,676	433,448	9,423
	比　　較	△ 1	△ 187,231	79	△ 231	△ 187,383	△ 3,955
簡易水道	Ｒ８年	3	9,750	6,280	4,617	20,647	6,882
	Ｒ７年	3	8,446	5,781	3,947	18,174	6,058
	比　　較	0	1,304	499	670	2,473	824
公共下水道	Ｒ８年	1	3,978	1,931	1,614	7,523	7,523
	Ｒ７年	1	3,858	1,858	1,549	7,265	7,265
	比　　較	0	120	73	65	258	258
計	Ｒ８年	171	519,796	468,615	291,279	1,279,690	7,484
	Ｒ７年	170	684,173	447,119	280,184	1,411,476	8,303
	比　　較	1	△ 164,377	21,496	11,095	△ 131,786	△ 819

＊１　各年度の当初予算に計上された給与費及び職員数のため、実数と一致しない部分があります。

＊２　町長、副町長、教育長、定数外職員は除いています。

ウ　職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	今金町		国		類似団体	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	319,402 円	42.8歳	332,237 円	41.9歳	312,088 円	41.3歳

エ　職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区　分		今金町	国	北海道
一般行政職	大卒	220,000円	220,000円	220,000円
	高卒	188,000円	188,000円	188,000円

オ　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）

区　分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大卒	２８６，２００円※１	―　　※２	３９２，９００円	３９４，０００円
	高卒	２５３，２００円※１	３１５，４００円	３７４，９００円	３９９，４００円

＊経験年数は、卒業後直ちに採用された場合の年数であり、民間企業等の経験がある場合には前歴換算した年数を経験年数加えています。

※１は該当職員が３人以下であるため、近似階層職員の金額を記載しています。

※２は該当職員及び近似階層職員が３人以下であるため、金額を記載していません。

カ　特別職・議員等の報酬の状況

区　分	令和６年度支給状況		令和７年度支給状況	
	給料・報酬月額	期末手当支給割合	給料・報酬月額	期末手当支給割合
町　　長	740,000円	給料月額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額に次の支給月数分を支給する。 ６月期　２．２５０月 １２月期　２．３５０月 合　計　４．６００月	同左	同左 ６月期　２．３００月 １２月期　２．３５０月 合　計　４．６５０月
副　町　長	621,000円		同左	
教　育　長	577,000円		同左	
議　　長	239,000円	報酬月額を次の支給月数分支給する。 ６月期　２．２５０月 １２月期　２．３５０月 合　計　４．６００月	同左	同左 ６月期　２．３００月 １２月期　２．３５０月 合　計　４．６５０月
副　議　長	200,000円		同左	
議会各委員長	182,500円		同左	
議　　員	170,000円		同左	

キ　職員の主な手当の状況（令和７年４月１日現在）

手　当　名	内　容
扶養手当	①　配　偶　者　３，０００円 ②　満２２歳の年度末までの間にある子　１１，５００円 満１６歳の年度初めから満２２歳の年度末までの間にある子１人につき、５，０００円を加算 ③　①②以外の扶養親族　６，５００円
住居手当	①家賃額が月額２３，０００円以下の場合　［ 家賃額 － １２，０００円 ］ ②家賃額が月額２３，０００円を超え５５，０００円未満の場合 ［ （家賃額－２３，０００円）×１/２＋１１，０００円 ］ ③家賃額が月額５５，０００円以上の場合　［ ２７，０００円 ］
通勤手当	通勤距離が片道２km以上の職員で交通機関または自動車等を使用する職員に支給。 公共交通機関利用の場合は、１ヶ月あたりの運賃等相当額（限度額５５，０００円） 自家用車等を使用する場合は、通勤距離に応じて２，０００円～３１，６００円
期末手当 勤勉手当	期末手当　勤勉手当　計 ※令和７年度支給状況 ６月期　１．２５０月分　１．０５０月分　２．３００月分 １２月期　１．２７５月分　１．０７５月分　２．３５０月分 計　２．５２５月分　２．１２５月分　４．６５０月分
特殊勤務手当	特殊業務に従事する職員に支給
時間外勤務手当	正規の勤務時間を越えて勤務を命じられた場合に支給 令和６年度決算額　１７，６８４千円　職員１人当たり平均支給年額　１７４千円 令和５年度決算額　１７，６９０千円　職員１人当たり平均支給年額　１７４千円
寒冷地手当	次の世帯区分に応じて支給　扶養親族のある職員　年額１３０，０００円 その他の世帯主である職員　年額　７２，５００円 その他の職員　年額　４９，０００円

ク　ラスパイレス指数の状況

区　分	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
一般行政職	98.4	97.3	95.8	96.3	96.0

＊　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）摘要職員の俸給月額を１００として計算した指数です。

（４）　服務及び勤務時間その他の勤務条件等の状況

ア　勤務時間、休憩・休息時間の状況（令和７年４月１日現在）

勤務時間		休憩時間	閉庁日
始業時刻	終業時刻		
午前８時３０分	午後５時１５分	正午から１時間	・日曜日及び土曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・１２月３１日から翌年１月５日までの日

イ　年次有給休暇の取得状況（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

区分	総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B)／(C)	消化率 (B)／(A)
一般会計職員	３，４７７日	１，３０２日	９４人	１３．９日	37.4%

ウ　特別休暇の導入状況（令和７年４月１日現在）

種類	期間
夏季休暇	７月から９月までの期間において４日以内
忌引の休暇	死亡した者の続柄により１日～１０日
法要の休暇	配偶者及び１親等の血族に限り１日
結婚の休暇	５日以内
配偶者出産の休暇	２日以内
産前産後の休暇	分べん予定日前６週間目から分べん日後８週間目までの期間内で必要と認める期間
生理休暇	女子職員が生理日に勤務が著しく困難である場合　1日以内に限りその都度必要と認める期間
育児の休暇	生後満１年に達しない子を育てる場合　１日２回各３０分
子の看護のための休暇	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護のため勤務しないことが相当であると認める場合において５日以内 （小学校就学前の子が２人以上の場合にあっては１０日以内）
短期介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合において５日 （要介護者が２人以上の場合にあっては１０日以内）
公民権行使の休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合でやむを得ないと認めるとき必要と認める期間
ドナー休暇	骨髄提供に伴う検査、入院等のためやむを得ないと認めるとき必要と認める期間
ボランティア休暇	社会に貢献する活動を行う場合で、勤務しないことが相当であると認めるとき５日以内
裁判員、証人、鑑定人、参考人等出頭の休暇	証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所その他の官公署への出頭する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認めるとき必要と認める期間
男性職員の育児参加の休暇	職員の妻が出産予定日６週間目から出産後８週間目までの期間で、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育するため勤務しないことが相当であると認めるとき、当該期間内で５日以内
地震、水害、火災その他の災害による休暇	・災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるときには、７日の範囲内の期間 ア　職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき イ　職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき ・災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合には、必要と認められる期間 ・災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、必要と認められる期間

（５）職員の休業の状況（令和７年度）

区分	病気休暇	介護休暇	育児休業	部分休業
７年度中に新規取得または前年度より継続中の職員数	１１人	３人	３人	０人

（６）職員の分限及び懲戒処分の状況

ア　分限処分の内訳（Ｒ７年度）

分限処分の種類	人　　数
降　　任	０人
免　　職	０人
休　　職	２人

※休職理由：心身の故障による

イ　懲戒処分の内訳

分限処分の種類	人　　数
免　　職	０人
停　　職	０人
減　　給	１人
戒　　告	１人

（７）職員の服務の状況

職員は、今金町職員服務規程内のには「町民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実公正に、かつ、能率的に職務を遂行するように努めなければならない」とされており、これに基づき、職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守備義務など、服務上の制約が課せられています。

（８）職員の退職管理の状況

課長職以上の職を経験した者の退職状況（R7.4.1～R8.3.31）は次のとおりです。

再就職先	人　数
民間業者	０人
再任用	０人
非常勤職員	０人
無　職	０人
合　　計	０人

（９）　職員の研修の状況

ア　研修に関する計画等

名　　称	施　行　日
今金町人材育成基本計画	平成１２年　４　月　１　日
今金町職員の研修に関する基本的な方針	平成１７年　５　月　１　日
今金町職員道内外視察研修派遣要領	平成１６年　８　月　１　日

＊　今金町においては、職員の効率的、効果的な育成を目指して、以上の計画等に基づき職員研修に取り組むこととしています。

イ　研修の実施状況（令和７年度）

主　催	研　修　名	対　象	受講数
今金町	昇格職員による役場庁舎内放送	昇格職員（課長職）	1 名
	新規採用職員による役場庁舎内放送	新規採用職員	2 名
	接遇研修	新規採用職員	3 名
	今金オリエンテーション	新規採用職員	2 名
	職員防災研修	各課２名程度	19 名
	第１回オフィスでエクササイズ	全職員	29 名
	第２回オフィスでエクササイズ	全職員	17 名
	例規システム操作説明会	例規システム使用職員	12 名
	二十歳を祝う会運営研修	新規採用職員	3 名
	安全運転研修	全職員	24 名
	人事評価制度研修会（一次評価者）	一次評価者	18 名
	人事評価制度研修会（被評価者）	人事評価被評価者	動画視聴
	カスタマーハラスメント研修	全職員	41 名
北海道町村会 檜山町村会	新規採用職員基礎研修	新規採用の一般職員	2 名
	初級職員研修	採用２年目の一般職員	5 名
	中級職員研修	採用４～５年目の一般職員	2 名
	上級職員研修・悉皆講師研修	就任２年未満の新任係長・主査職、悉皆研修講師	5 名
	法務基礎研修	法制執務実務者	3 名
	渡島・檜山地区法務実務入門研修	法制執務実務者	2 名
	渡島・檜山地区政策法務研修	法制執務実務者	1 名
北海道市町村職員 研修センター	管理能力研修	主幹、課長補佐職	1 名
	指導能力研修	係長職	1 名
	指導能力研修（オンライン形式）	係長職	1 名
	防災・減災対策研修	防災担当職員	1 名
	ＤＸ推進基礎研修	ＤＸ担当職員	1 名
	民間企業等の若手社員と道の若手職員との相互啓発	一般職員	1 名
北海道経済部	ＤＸセミナー	ＤＸに関わる担当職員	4 名

＊この他、各課において必要に応じ所管業務に関する専門研修を実施しています。

（１０）職員の福祉及び利益の保護の状況

ア　職員厚生事業の状況（各年度当初予算）

区　　分	予算額（A）	対象人数（B）	１人当たり金額（A）／（B）
平成１７年度	１，１７６，５００円	１８１人	６，５００円
平成１８年度	９９０，０００円	１８０人	５，５００円
平成１９年度	８７５，０００円	１７５人	５，０００円
平成２０年度	５０１，０００円	１６７人	３，０００円
平成２１年度～ 令和７年度	－	－	－

＊１　平成１５年度１人当たり８，５００円だった福利厚生費を平成１９年度５，０００円に段階的に減額しました。

＊２　平成２０年度１人当たり３，０００円に福利厚生費を減額しました。

＊３　平成２１年度以降は福利厚生費の支出を廃止しました。

イ　健康診断

法例に基づき、定期健診、婦人科健診などを実施し、病気の予防と早期発見に努めています。

項　　目		対　　象　　者
定期健康診断	総合健診	４０歳以上及び３０歳以上で隔年受診の正職員並びに準職員
	職場健診	臨時及び嘱託職員、上記以外の職員
婦人科検診	乳がん検診	３０歳以上の隔年受診で女性の正職員及び準職員
	子宮がん検診	２０歳以上の隔年受診で女性の正職員及び準職員

ウ　ストレスチェック制度

「ストレスチェック制度」とは、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる検査で、「労働安全衛生法」の改正により労働者が50人以上いる事業所では、毎年１回、この検査を全労働者に対して実施することが義務付けられています。

労働者が自分のストレス状態を知ることで、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、職場の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を行っています。